



平成30年9月14日

利府町議会議長 櫻井正人 殿

総務財務常任委員長 吉岡伸二郎



委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。



# 総務財務常任委員会 調査報告書

---

平成30年9月14日



# 総務財務常任委員会調査報告書

## 1 調査事件

「協働のまちづくり」について

## 2 調査目的

本町は、「利府町総合計画」における「まちづくり」の基本構想に、「町民との協働の推進」を掲げ、町民と行政が「たがいにパートナーシップをはぐくむまち」として「協働のまちづくり」を進めている。

これまで、大規模団地開発などにより人口が増加し、また、宮城県総合運動公園などの大規模施設整備で躍動的に発展を遂げてきた。しかしながら、近年少子高齢化の進展等に伴う社会構造の変化や、地域コミュニティの形骸化などにより、公共的サービスの領域が拡大するなど行政の役割も大きくなってきている。また、地方分権が進み、これまで以上に地方自治体の自己決定・自己責任による魅力ある「まちづくり」が求められる中、町民ニーズも多様化し、地域が抱える課題は、行政だけでは解決できないものが増えてきている。このため、多様な価値観に基づき、さまざまな分野で活動している町民や企業などの各主体と協力・連携する体制を構築することにより、持続可能な地域社会を実現することができると考える。このことから、町民と行政が共通課題に対し、互いに協力し合いながら取り組む「協働のまちづくり」実現に向け調査・研究することとした。

## 3 調査経過

平成29年	1月	8日	調査項目の協議
	1月	28日	政策課所管事務調査
	12月	5日	調査項目の協議（会期中）
	12月	9日	「まちづくり大学・キックオフシンポジウム」参加
30年	1月	29日	視察調査：宮城県大崎市
	2月	2日	委員会調査中間報告書の協議
	2月	20日	委員会調査中間報告書の協議
	3月	14日	委員会調査中間報告書の最終確認（会期中）
	3月	22日	3月定例会で中間報告
	4月	27日	先進地視察研修について
	5月	22日	視察調査：埼玉県白岡市
	5月	23日	視察調査：埼玉県北本市

- 6月12日 委員会調査報告書の協議（会期中）
- 6月28日 委員会調査報告書の協議
- 8月21日 委員会調査報告書の協議
- 9月 7日 委員会調査報告書の最終確認（会期中）

#### 4 調査結果

##### 「町の現状」

##### (1) まちづくり支援事業補助金交付事業

対象事業：地域の再発見、地域文化の振興、地域の活性化、世代間交流、地域福祉、地域の環境改善等の事業

補助額：予算の範囲内で、1団体に対して上限20万円を限度に3回まで

交付実績：

(単位：円)

年度	団体名	補助金額
28	傾聴ボランティアサークル梨～風	117,000
	女声合唱団ウインク	83,000
	藤田夫婦ざくらをライトアップする会	200,000
29	利府町を美味しくする会	78,000

##### (2) 町民公益活動団体支援事業

町民活動団体の育成を図るとともに、まちづくりへの積極的な参加への意識高揚を図る。

##### ① 町民公益活動団体研修会

平成28年度実績：

- ▽日 時 平成29年2月4日（土）  
午後1時10分から午後5時15分まで
- ▽場 所 十符の里プラザ 3階文化ホール
- ▽講 師 認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる代表理事  
大久保朝江氏
- ▽演 題 基調講演「人と想いをつなぐ協働のまちづくり」
- ▽主 催 利府町・みやぎ地域づくり団体協議会仙台支部
- ▽参加者数 80名（利府町57名、他市町村23名）

②町民公益活動団体登録事業（平成29年度 登録団体数 18団体）

町民が自発的に行う活動で、不特定多数の利益増進を目指し、広範囲な社会問題の解決を目的としている団体を登録し、下記の支援を実施する。

▽町施設を利用する場合、使用料の免除（8割減免）を受けることができる。

対象施設：ペア・パル利府（町民交流館）、十符の里プラザ、コミュニティセンター

▽講座や助成金の情報提供。

「町の今後の取り組み状況」

(1) まちづくり大学 【↑協働をひっぱり出す力】の創出

さまざまな「まちづくり」への思いをもった人々が自ら考え学び合う機会を設け「協働のまちづくり」に向けた意識の醸成を図り、リーダーとなる新たな人材や団体の育成を支援していくことを目的とする。

委 託 先：公立大学法人宮城大学

委託内容：下記事業の企画・開催支援

① 「協働のまちづくり」アンケート調査

ワークショップの開催内容の検討に向け、平成29年10月末2,000人の町民を対象に、コミュニティ活動への参加状況や「協働のまちづくり」に関する意識調査を実施。

②キックオフシンポジウム

ワークショップへの参加促進を目的としたシンポジウム等を開催。

▽日 時 平成29年12月9日（土）

午後1時30分から午後3時30分まで

▽場 所 利府町役場2階研修室

▽内 容 ○「協働のまちづくりアンケート調査」結果報告

○講演会「ゆるく楽しむまちづくり」

講師：株式会社New Youth 代表取締役 若新雄純氏

内容：鯖江市JK課の取り組みや、都市計画とまちづくりの違いなど、まちづくりの視点で講演。

### ③ワークショップ（2テーマ×3回）

アンケート調査結果に基づき、町民が興味ある分野で、自主的に解決できると考えているテーマに基づいたワークショップを実施。

実施にあたっては、柔軟なアイデアを活用するとともに、町の魅力や課題に触れてもらうことにより、将来的な仕事場、住居としての選択の可能性を広げるため、ファシリテーター等として学生が参加。

## （2）既存の支援制度の見直し 【⇔協働を広げる力】の拡充

### ①まちづくり支援事業補助金交付事業

- ・団体の設立に係る経費
- ・団体の運営に係る経費

町の業務を補完できるような団体には継続的な支援が必要

### ②公益活動団体・人材登録制度の検討

公益活動を行う団体（NPO、ボランティア、企業等）や個人を一元的に登録し、総合的な情報提供を行い、潜在的な活動の発掘や組織化の支援を図る。団体のみならず、個人でも、資格や特技がなくても、ヤル気と少しの時間があれば登録できる「包括的」なバンクの構築と、継続できる活動方法について検討。



## 5 「課題」及び「意見」（提言）

### （1） 協働のまちづくりへの行政（職員）・町民の意識啓発

#### 「課題」

これまでの行政主導のまちづくりから、町民の意思に基づく町政運営と町民主体のまちづくりへと変えていくには、行政（職員）・町民の「協働のまちづくり」への理解がなければ進まない。「利府町総合計画」基本目標でも「町民のまちづくりへの理解と意識の啓発、高揚に努めるとともに、自主性、主体的な活動を支援する」とあるが、理解と意識啓発が進んでいるとは言えない。

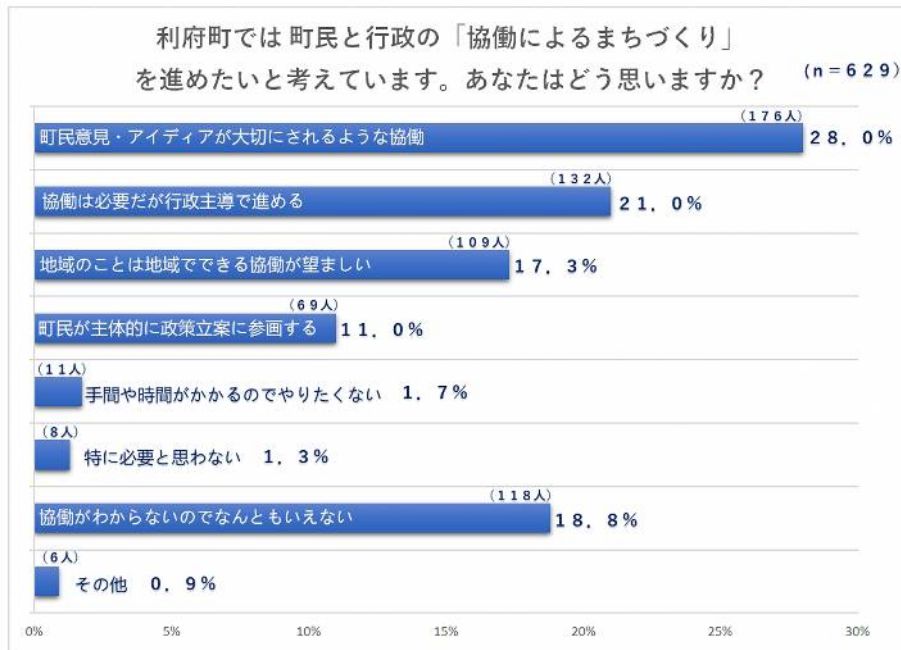
行政としては、全庁的な職員の協働に対する理解度が重要であるが、職員が「協働のまちづくり」に対して「どのような理解を示しているのか」、「どのような意識を抱いているのか」、「職員間の意識の温度差はないのか」現状を把握する必要がある。

町民としては、市民活動の参加の場を提供してもそれに関わってくるのは特定の人に限定されている現状がある。市民活動を行っている人が不足・固定化されており、リーダー的な存在となる人材も不足している。

また、町が行った「協働のまちづくりに関するアンケート」で「利府町は町民と行政の協働によるまちづくりを進めたいと考えています。あなたはどう思いますか」の問いに対し、「協働が分かりにくいのでなんともいえない」が第3位の18.8%となっており、「協働のまちづくり」の理念の浸透が図られていないことが分かる。しかし、同アンケートの中で「特に必要と思わない」が1.3%と少ないことから協働の必要性は認識されていると考える。（図表1 利府町協働のまちづくりに関するアンケート調査参照）（図表2 協働の必要性参照）

地域においては、地域の課題解決に重要な役割を担っている行政区組織の世代間の意識の違いや、地域への帰属意識の希薄化、価値観の多様化による組織への参加意識の低下などの問題がある。

(図表 1) 「利府町協働のまちづくりに関するアンケート調査」より

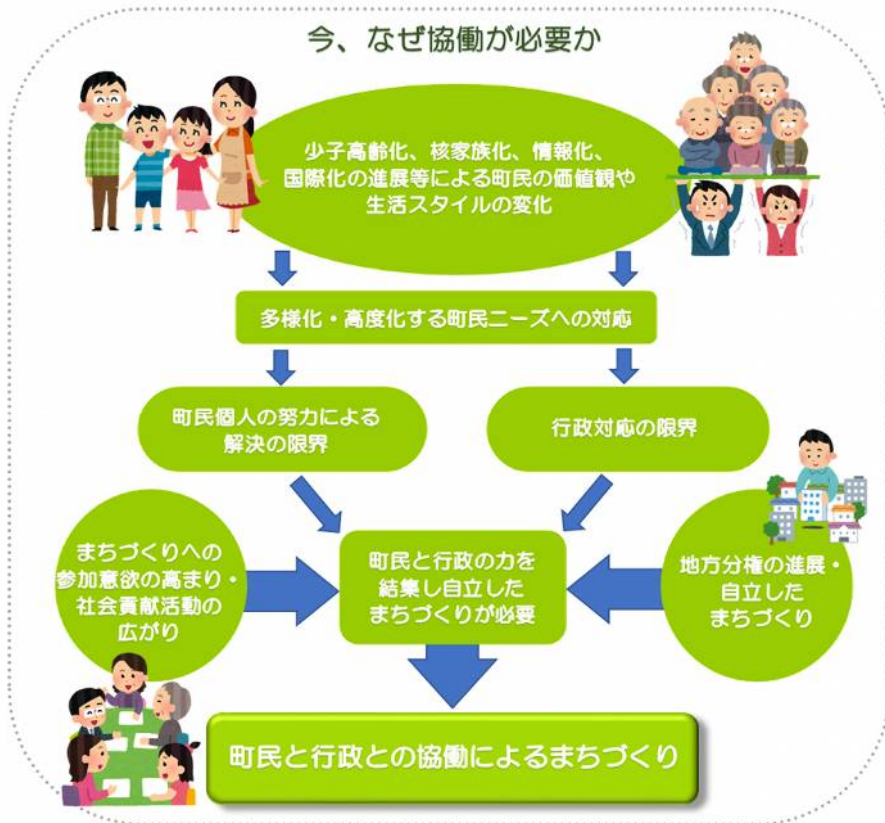


\* 調査機関 H29. 10. 27～11. 15

\* 送付者数 1, 992世帯

\* 回答者数 665名 (回収率33.4%)

(図表 2) 協働の必要性



\* 富山県黒部市協働のまちづくりガイドラインを参考に作成

## 「意見（提言）」

### 1) 全職員への「協働のまちづくり」に関するアンケート調査の実施

行政職員の意識啓発として、職員の「協働のまちづくり」に対する意識・理解度を確認する必要がある。先進自治体では、全職員へ「協働のまちづくり」に関するアンケートを実施し、「協働を正しく理解しているか」、「協働を意識して職務に従事しているか」等を調査し、意識レベルに合わせた施策を検討・実施している。

このような調査をすることにより、職員の「協働のまちづくり」に対する意識レベルや理解度を把握することができ、今後の施策の展開に活用できると考えられることから、アンケート調査を実施するよう図られたい。

### 2) 「協働のまちづくり」担当職員の庁舎内公募による配置

宮城県大崎市では、市民と協働するための部署として設置した「市民協働推進部」を新設する際、職員の配置を庁舎内公募により行った。自ら志願し配置された意欲のある職員により、市民との信頼関係は、視察したどの自治体よりも深いものであった。さらに、職員の人事異動について「協働のまちづくり」は「人と人との心の通うつながりがあってこそ進む」との観点から長期間配置されている。このことから、やる気のある職員を公募し、長期間配置することは「協働のまちづくり」を進めるには重要であると考えられる。本町としても「協働のまちづくり」の担当職員を、庁舎内公募により選出し、可能な限り長期間配置するよう図られたい。

### 3) イベントを通し住民の「協働のまちづくり」への意識啓発

市民の意識啓発として、先進自治体では「市民との協働事業」を開催することにより、市民の「協働のまちづくり」に対しての意識の啓発を図っている。宮城県大崎市では「きょう Do!（協働）のまちづくり文化祭」の開催や、「地域版広報誌」の発行等を通し、市民の「協働への意識の啓発」が図られた。本町として、「まちづくり大学」においてワークショップを開催し、町民の意識啓発を図っているところではあるが、さらなる取り組みとして、イベント等を通し町民の意識の高揚及び啓発を図られたい。

## (2) 協働を具現化するための仕組みの構築

### 「課題」

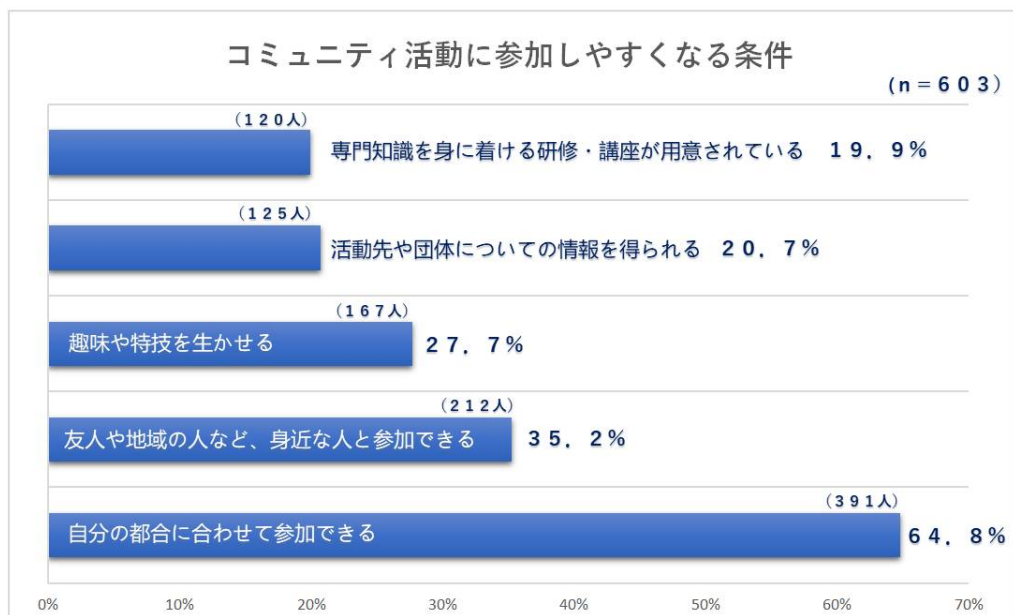
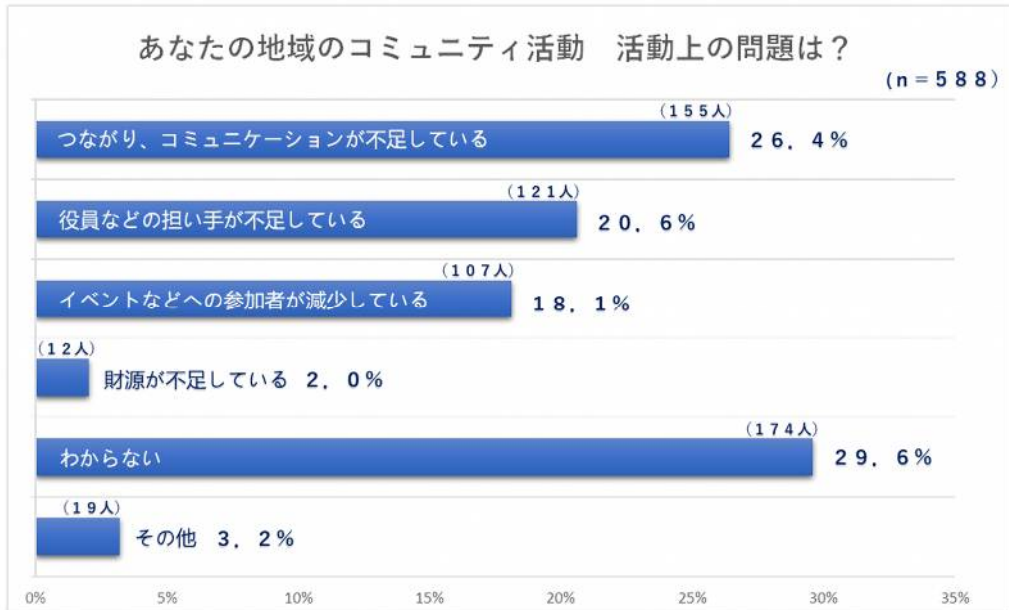
「利府町総合計画」では「たがいに協働するまち」の基本目標として「町民の総意と工夫を生かし、たがいに連携しながら、協働するまちづくりの仕組みづくりと、推進体制の構築に努める」、「町民、地域、企業等と行政とが創意と力を結集し、協力、連携する魅力あるまちづくりを推進する」と掲げられているが、十分な体制整備は図られていない状況である。本町においては、さまざまな分野で町民との協働が行われているが、町民、行政ともに組織の縦割りの仕組みの中で行われている。縦割りの組織を横につなぐ仕組みづくりが「協働のまちづくり」を進めるには必要である。

地域には町民によって運営されているさまざまな団体や役職がある。これらは同じ地区内に存在しているにも関わらず、各団体の活動があまり共有されることがない。それぞれが独自に、それぞれの目標に向かって活動しているのみである。各団体が得た情報などの共有はされておらず、他の団体がどんな取り組みをしているのかが、お互いに理解できていない状況である。「協働のまちづくりに関するアンケート」の中では、「あなたの地域のコミュニティ活動の活動上の問題は」の問いに対し、「つながり、コミュニケーションが不足している」が第2位の結果となっていることからもうかがえる。(図表3 利府町協働のまちづくりに関するアンケート調査参照)

行政サイドとしては、住民を支える地区の行政機関等の横の連携が少ない状況である。保健協力員や民生委員・児童委員などの福祉部門は保健福祉課、社会体育推進員は生涯学習課など、地区の行政機関等は地区全体という視点ではなく、各課が担当する地区の機関とその活動を支えることに重点が置かれている。各課の連携も同様である。

また、団塊の世代が定年を迎え、現役を退いた後も自らの経験を社会に役立てたいと考えている人もおり、活躍の場の提供も必要であると考えられる。さらに、人は楽しいところに集うという観点から、今まで市民活動に参加していなかった人が気軽に楽しく参加できる「まちづくりへの参画の促進」の場が必要である。「協働のまちづくりに関するアンケート」の中でも「参加しやすくなる条件」として「自分の都合に合わせて参加できる」が64.8%と第1位になっており、時間が合えば参加したい人は多いと考えられる。

(図表3) 「利府町協働のまちづくりに関するアンケート調査」より



\* 調査機関 H29. 10. 27～11. 15

\* 送付者数 1, 992世帯

\* 回答者数 665名 (回収率 33.4%)

## 「意見（提言）」

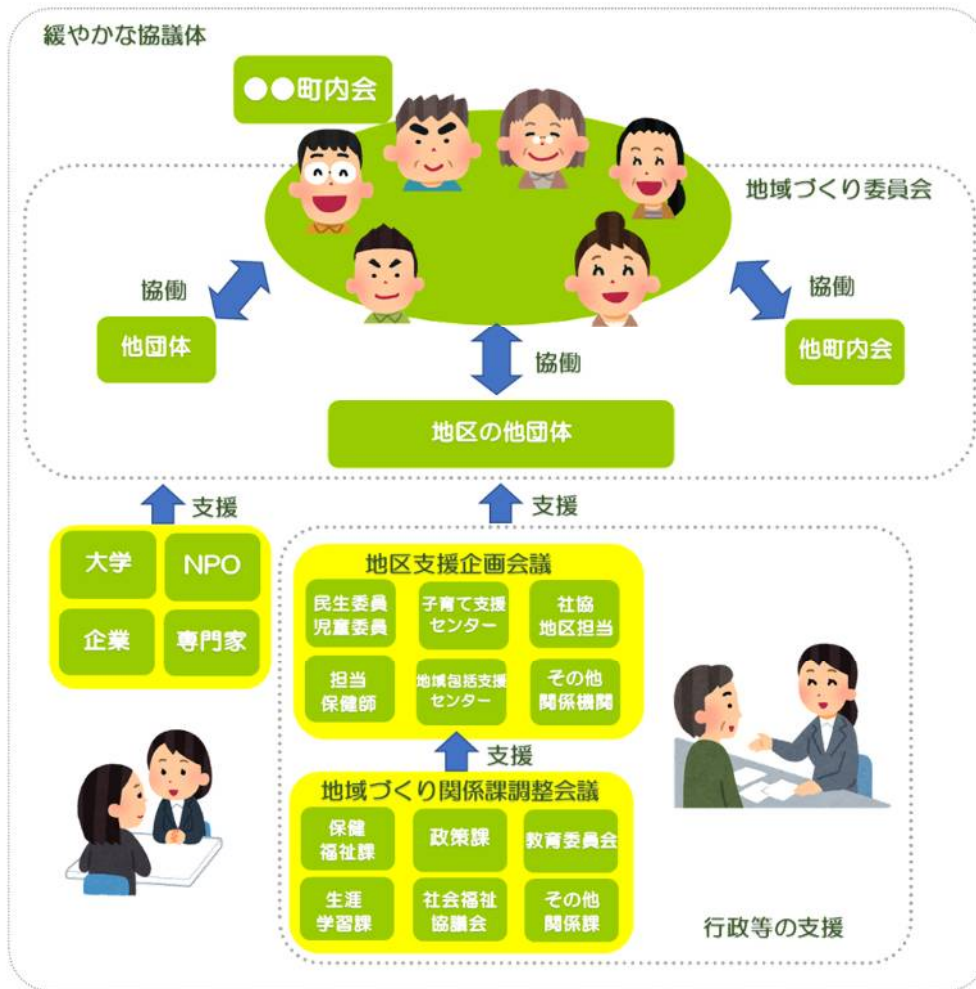
### 1) 「横のつながりの仕組み」の構築

協働の基盤づくりは、町民同士が、また町民と行政がお互いに信頼関係を築くことが重要である。信頼関係を今まで以上にさらに深めるためには、今までになかった「横のつながりの仕組みの構築」が必要であると考え。宮城県大崎市では「横のつながりの仕組み」として、地区の団体と市民の連携の場「(仮)地域づくり委員会」を発足し、地域の「横のつながり」の体制を整備した。

また、行政側は、地区に関係する行政機関等が集まり共通理解のもと効果的・効率的に住民自治活動組織の支援・促進を推進する「大崎市地域自治組織推進本部」を設置。さらに地区の調整機関等を所管する部署を中心に、地域との関係が深い部署が参画し、「住民自治と協働」を大切にするといった方向性の確認や各部署が持つ情報の共有、それぞれの施策の進め方の調整などを行う「コミュニティ推進戦略チーム」を組織化し、庁舎内の横の連携を強化した。このような取り組みを進める中で、職員の市民との協働の理念の意識の向上が図られ、さまざまな課題の解決につながっている。市民としても、「市民が主体となった地域づくりへの理解」が進み、この地域で生きることの誇りと責任、参画への喜びを感じる市民が育ってきている。この取り組みで、地域・行政の協働が進み、体制整備が図られることにより、共に課題となっている「地域包括ケアシステム」の推進にも繋がると考えられる。大崎市などの取り組みから、本町としても「横のつながりの仕組み」として下記の取り組みを図られたい。

- 住民同士、地域の団体など「横のつながり」の仕組みとして「地域づくり委員会」の発足
- 地域に関係する行政機関で組織する「地域支援企画会議」の発足
- 庁舎内各部署が地域づくりのために連携し合う「地域づくり関係課調整会議」の発足
- 上記3組織をゆるやかに繋ぐ「ゆるやかな協議体」の発足  
(図表4 ゆるやかな協議体参照)

(図表 4) ゆるやかな協議体



\* 地方議会人 2018.6 月号を参考に作成

## 2) 町民活動サポートセンターの設置

町民活動のサポートとして、「町民活動相談窓口の充実」、「他団体とのコミュニケーション」、「学習・研修の場」、「情報の受発信とマネジメント支援」、「町民活動の事務所的機能」等が整備された活動拠点としての「町民活動サポートセンター」の整備が必要である。本町の「tsumiki」でも一部サポートしている部分もあるが、十分とは言えない状況である。「協働」には住民の自発的・自主的な行動が求められるが、それをサポートする仕組みが必要である。

「サポートセンター」を設置することより、今まで町民活動に参画していなかったあらゆる人が参画しやすい体制が整い、町民活動が活発化し「協働によるまちづくり」が推進されると考えられる。このことから「サポートセンター」の設置検討を図りたい。



### 3) 「まちづくり支援事業補助金交付事業」の拡充

町の市民活動サポートの既存制度「まちづくり支援事業補助金交付事業」は、町民への周知が十分とは言えない。毎年の申し込み団体数も少ない現状である。また、事業の見直しについても町で検討中であるが、周知方法、見直しについて下記の内容で図られたい。

#### ○周知方法について

- ・「まちづくり支援事業補助金交付事業」のホームページを活用したインターネットによる情報発信
- ・チラシ・ポスターを作成した周知

#### ○団体の設立に係わる経費、団体の運営に係わる経費

- ・補助金交付限度額上限20万円3回までとなっているものを少額でも継続的な支援とすること

#### ○申請できる団体の条件の見直し

### (3) 「協働のまちづくり条例」制定の必要性

#### 「課題」

「協働のまちづくり」を進めていくには、町民、地域、企業、行政がそれぞれ対等の立場で役割と責任を明確にし、さまざまな領域において互いの特徴を生かしながら進めて行くことが必要である。町は、利府町総合計画において「パートナーシップによる協働のまちづくり」を掲げている。町民と行政がお互いに対等のパートナーとして認め合い、継続的に協働関係を確保できる環境を整備することが重要である。

今までも、さまざまな分野において協働は行われているが、「協働」の基本原則というべき「目的・課題の共有・対等な関係性・自主性・自発性の尊重」等、信頼関係を深めながら行う協働事業の取り組みは少ない現状であり、お互いの役割が不明瞭な状況である。



「意見（提言）」

**1) 町民、行政がそれぞれの役割を明確にし、円滑に協働を進めるため  
「協働のまちづくり条例」を制定**

視察した3市の「協働のまちづくり」に関する条例の制定状況から鑑みると、詳細な部分までの取り決めがあることにより、「取り組みにくさ」につながっている部分が一部みられた。しかしながら、町民と行政がお互いを対等のパートナーとして認め合い、継続的な協働を確保していくには、明確なルールづくりが必要である。

パートナーとなるためには相手のことを互いに理解し合わなければ、パートナーシップは生まれない。協働事業を効果的に実施するには、行政はパートナーとなる町民や市民活動団体の目的や特性・能力・社会的役割・その活動の在り方などを理解する必要がある。同様に町民や市民活動団体においても、行政の仕組みや施策について十分理解してもらうようにする必要がある。相互理解がない中での協働は、双方にとって負担の増加になりかねない。

行政としては、「協働のまちづくり」について「住民参加」を進めて行くという強い方針を内外に示すことにより「協働の理念の浸透」が得られると考えられる。それぞれの役割を明確にし、円滑に協働を進めるためには、条例制定が必要であると考えことから、条例制定を図られたい。

**2) 「まちづくり大学」の中で「協働のまちづくり条例」制定の必要性  
を町民と話し合う場を持つ**

条例制定については住民の意見も必要との観点から、現在開催されている「まちづくり大学」でのワークショップの中で、「協働のまちづくり条例」制定の必要性について、住民と話し合う場を持つことを提案したい。「協働」は「人と人とのつながり」であり「心の通う顔の見える関係づくり」が重要である。条例の内容は理念的な形に留め「心の通う関係づくり」に努力すべきであると付け加えたい。

視察地 宮城県大崎市

1 視察年月日 平成30年1月29日

2 視察目的

「話し合う協働のまちづくり条例」について

3 視察地の概況（平成30年1月1日現在）

(1) 人口 132,321人

(2) 世帯数 51,164世帯

(3) 面積 796.76km<sup>2</sup>

(4) 財政規模 635億9,000万円（平成29年度一般会計予算）

(5) 位置と地勢

宮城県北西部に位置し、平成18年3月31日、古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の1市6町が合併し、大崎市が誕生した。東西に約80kmと長いエリアを有し、豊かな森・農作物・温泉・観光資源・文化など多くの宝に恵まれている。

第2次総合計画では、「市民が主役 協働のまちづくり」を掲げ、「地域を支える自治組織の躍進」を重点プロジェクトとして位置づけている。

4 取り組み状況

(1) 地域自治組織支援体制の推進

①平成18年7月に高崎経済大学に政策アドバイザーを委託し、人材育成や情報の収集・発信、経営的な視点での活動、各種機関や団体との連携・協力体制など地域の実情に応じた総合的支援を行う。

②平成18年から19年にかけて、行政組織の中で「市民協働推進部」「大崎市地域自治組織推進本部」「コミュニティ推進戦略チーム」などを立ち上げ、地域自治組織への人的支援を強めた。

③平成19年から、「地域自治組織活性事業交付金」制度の導入と「交付金審査委員会条例」の制定。「地域自治組織支援基金」を創設し、地域自治組織への財政支援を強化。

## (2) 大崎市パートナーシップ会議

市民と行政が一体となり、ともに取り組む事案などについて、一緒に知恵を出し合い、考え、話し合う場として、行政が必要に応じ事案ごとに設置する。市民は、行政に対しパートナーシップ会議の設置を提案することができる。

### ①背景

これまで大崎市では市政運営に対する市民参加として、各種審議会や住民説明会、パブリックコメントの実施などさまざまな手法で行われていたが、一定の政策形成がなされた後において市民参加を求める場合が多く、素案作りや計画の作成に取り組む機会が少なかった。

平成19年12月、地域の代表者と行政（職員）で「大崎市パートナーシップ検討会議」を立ち上げ、平成20年5月まで延べ9回の会議を開催した。「市民が主役 協働のまちづくり（総合計画）」を掲げる大崎市において「協働のまちづくりとは何か」を話し合った結果、大崎市における「協働」とは「各種事業や活動を共に行うことだけでなく、話し合いを含む過程が協働である」との結論に至り、その協働を推進するために「市民と行政が対等な関係で話し合える場」を「パートナーシップ会議」とし設置することとした。

### ②目的

市民と行政が互いの情報や知恵を出し合い、共に考え、共に話し合う場を形成し、まちづくりにおける市民と行政の協働を推進することを目的とする。

### ③内容

市民と行政が、一つのテーブルで、共に取り組むべき事案等について、対等な関係で、互いの情報や知恵を出し合い、共に考え、共に話し合い、合意形成を図りながら、素案の作成や事業実施のプランを練り上げる。

### ④役割

市民が政策形成過程へ参画することにより真の協働が図られることと、本会議を経ることにより、行政施策に対する市民の信頼が高まる。

## (3) 平成26年4月「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」制定

話し合いを大切にした「協働のまちづくり」を推進するための基本理念や基本的事項を定め、市民みんなで「まちづくり」を進めていくための約束ごとを「ですます調」の文体で12の条文に集約。

### ①条例の基本理念・理想像

- ・条例の柱は、協働＝話し合うこと
- ・「誰がする」から「自ら行動する」地域づくり
- ・地域自治組織が真に市民のよりどころとなり楽しく地域づくりに参加する
- ・市民と行政が対等で共存するまち
- ・市民同士の交流が盛んで、笑顔あふれる明るく風通しの良いまち
- ・市民みんなで元気な地域づくり
- ・地域住民の絆が強いまちづくり

### ②本条例策定への視点

- ・まちづくり活動の制限ではなく、活動しやすくする条例
- ・大崎市の一体感を醸成できる条例
- ・話し合いを基本に活動する条例
- ・時代とともに修正される条例
- ・柔らかいイメージの条例
- ・住民の暮らしを大切にし、地域の動きと密着した条例

## 5 考 察

大崎市では合併に伴い、地域の特性を持続・発展していくためには自立性の高い住民自治の構築が必要と「協働のまちづくり」を推進している。その手法として形式的な会議ではなく、地域の課題を共有するため市民と行政（職員）が一緒に考える「話し合い」に重点をおいて進めた。体制として「市民協働推進部」を設置し、地域自治組織への人的支援体制の整備、合併特例債等を活用し「地域自治組織支援基金」の創設による財政的支援体制整備等の基盤づくりも着実に進めた。

平成26年4月、市民と行政による「話し合いによるまちづくり」が定着していく中で、「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」が制定された。条例を制定した時期にはすでに市民との協働が進んでいたため、必要性を問われたようであるが、「協働のまちづくりを継続していくためには必要」と判断された。

話し合いによる「協働のまちづくり」が進められていく中で、「青年組織の誕生」、「きょう Do！（協働）のまちづくり文化祭の開催」、「地域版広報紙の発行」などのさまざまな協働のスタイルが築かれ、市民の意識の高まりが見える形となってきている。市民協働の理念が浸透していった理由として、市長の市民協働への理解度の高さと、担当職員の熱意ある姿勢によるものが大きいと思われる。このことから、職員の「協働のまちづくり」への意識啓発を、どのように進めるべきかの検討も必要であると考えられる。

視察地 埼玉県白岡市

1 視察年月日 平成30年5月22日

2 視察目的

協働によるまちづくり事業について

3 視察地の概況（平成30年4月1日現在）

(1) 人口 52,511人

(2) 世帯数 21,266世帯

(3) 面積 24.92km<sup>2</sup>

(4) 財政規模 143億9,000万円（平成30年度一般会計予算）

(5) 位置と地勢

関東平野の中ほど、東西に長い市域である。交通面では、都心まで40分程度で結ぶJR宇都宮線が南北に走り、通勤・通学の足となっており、東京都心まで約40キロメートルに位置し、ベットタウンとして発展してきた。

また、東北道、国道122号、県道8路線が市内を通過し、東北道や圏央道にも良好なアクセスが可能であることから、広域的な交通利便性に富んでいる。特産品の「梨」は県内有数の埼玉梨の主産地であり、4月中旬には市内の梨園が梨の花で白一色となる。

市は、『ほっとスマイル しらおか 未来へつながるまち～うるおいとやすらぎの生活未来都市～』をスローガンに、自然と調和した新しいまちづくりに取り組んでいる。

4 取り組み状況

(1) 白岡町改革推進プログラム策定

平成17年1月、近隣市町との合併を問う住民投票を実施し、町単独行政運営が選ばれた。福祉サービスなどの行政需要の増大などから厳しい財政状況を克服するには、行政改革が必要との考えから策定された。

また、同時期に国から示された「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」から集中改革プランが公表され、策定に至った。

- 4つの柱
  - 1. 徹底した歳出削減に向けた取り組み
  - 2. 歳入確保に向けた取り組み
  - 3. 町民と行政の信頼関係の堅持
  - 4. 地方分権に対応した行政組織の確立

○ 選択と集中・町民の協働によるまちづくり

4つの柱の中の「3. 町民と行政の信頼関係の堅持」から町民との協働の本格的な取り組みがスタートした。行政改革には町民の協力が不可欠であることから、情報公開、協働を軸とした改革を推し進め、町民の行政に対する信頼性を確保することを目的とした。

- 1. 町民との情報共有 → ・パブリックコメントの実施
- 2. 地域とのつながりの強化
- 3. パートナーシップの創造 → ・住民協働庁舎検討会議及び協働推進会議の設置  
・自治基本条例制定の検討

(2) 町民活動推進課の新設

- 平成19年4月 推進体制の強化を図るために設置された。
- 平成19年8月 白岡町住民協働推進指針を公表。

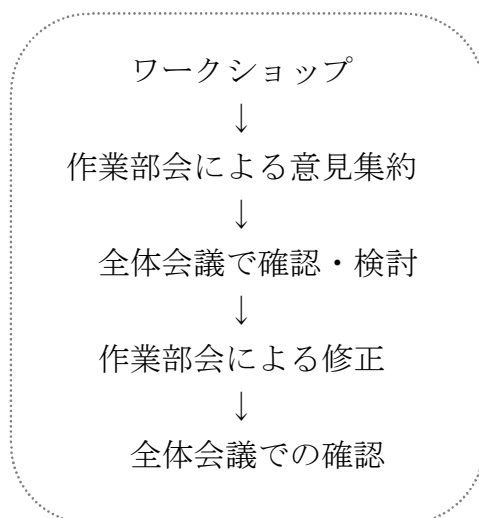
(3) 住民協働町民推進会議の設置

- 平成19年7月、公募8名、団体代表11名により設置された。
- 平成20年3月第1次提言書
- 平成21年3月第2次提言書

(4) 白岡町自治基本条例

- 1. 白岡町自治基本条例をつくる会を設置
  - ・平成21年8月 公募16名、職員3名、大学教授により設置された。
  - ・平成21年度から平成22年度まで27回開催され、作業部会は18回行われた。

・会議の進め方



2. 平成22年11月 白岡町自治基本条例素案を提出

- ・【町】法制的な内容などを検討 条例原案を策定

3. 白岡町自治基本条例策定審議会

- ・条例原案で規定している内容が町民の視点から白岡市にとってふさわしいか。また、パブリックコメントの内容及び対応について審議された。調査、審議され答申された後、平成23年6月議会定例会に条例（案）を上程し可決された。

4. 白岡町自治基本条例公布・施行

- ・平成23年10月 上記の取り組みを経て、公布施行された。

(6) 白岡市市民参画条例

○平成23年11月 白岡町(市)自治基本条例町民推進会議が公募9名、知識経験者3名により設置される。

- ・白岡市自治基本条例に規定されている市民の参画に関する必要事項など市民の視点で検討を行う。(全26回開催)

①参画条例の検討に関すること

②住民投票条例の検討に関すること

③白岡市自治基本条例の検証に関すること

○平成26年7月 白岡市市民参画条例施行

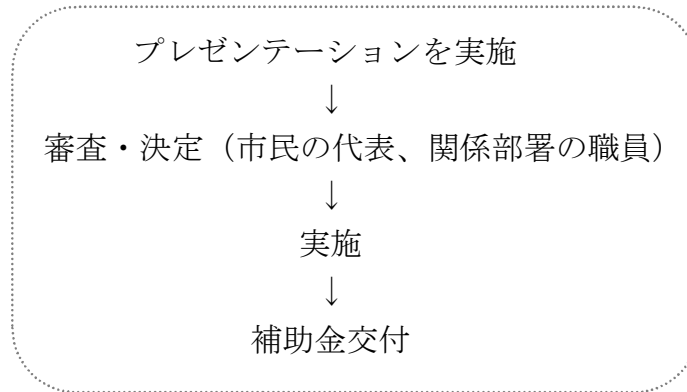
## (7) 協働のまちづくりモデル事業

### ○白岡町（市）協働のまちづくりモデル事業補助金要綱

1 団体 10万円を上限

・市内で地域活動を行う団体・市民団体などから提案を募集

◎協働事業を自ら企画・提案・実施するもの



## 5. 考察

白岡市では、平成17年12月に「白岡町改革推進プログラム」を策定し“選択と集中・町民の協働によるまちづくり”として「協働のまちづくり」をスタートした。この事業を始めるにあたり、財政不足の懸念と、同時期に国から示された「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」から住民との協働の必要性が謳われていたことにより、それらを含む内容で「白岡町改革推進プログラム」を策定した。

プログラムの中では、「住民協働庁内検討会議の設置」「住民協働推進会議の設置」「自治基本条例の制定」を掲げた。一つ一つ具体的な協議、ワークショップ等を重ね着実に推進された。自治基本条例が策定された後、「市民参画条例」が制定され「協働のまちづくり」のアウトラインが整った。

全ての体制が整い、住民との協働がさらに快適に進むであろう時に、担当職員は協働が進まずいろいろと苦勞している様子であった。協働を進めるには、住民と職員の「顔、心を通わせる交流」「現場の空気を共有すること」が必要であり、「職員の全庁的な意識啓発が自ずと必要となってくる」とのことであった。また、住民への「協働のまちづくりの浸透」に近道はなく、「地道に行っていかなければならないと捉えている」とのことであった。

条例制定の必要性を伺った際、「住民と行政との役割分担を明確にするためには必要である」とのことであり、参考になる意見であった。



視察地 埼玉県北本市

1 視察年月日 平成30年5月23日

2 視察目的

協働のまちづくりについて

3 視察地の概況（平成30年4月1日現在）

(1) 人口 66,935人

(2) 世帯数 28,913世帯

(3) 面積 19.82km<sup>2</sup>

(4) 財政規模 195億9,400万円（平成30年度一般会計予算）

(5) 位置と地勢

埼玉県中央部に位置し、昭和46年11月3日、市制施行により県内33番目の市として誕生した。大宮台地上のほぼ平坦な地形となっており、武蔵野の雑木林など、魅力ある豊かな自然を残している。市の中央部を国道17号やJR高崎線が縦断し、これに沿って市街地が形成される。

さらに、その外側には緑豊かな田園地帯が広がり、西側には荒川が流れている。北は鴻巣市、東南は桶川市、西は川島町・吉見町に隣接。

昭和30年代には、1万人台の人口であったが、首都圏45キロメートル内にある立地条件に恵まれ、現在では約6万7千人の人口規模となっている。

4 取り組み状況

(1) 北本市自治基本条例

○平成18年7月 制定作業開始

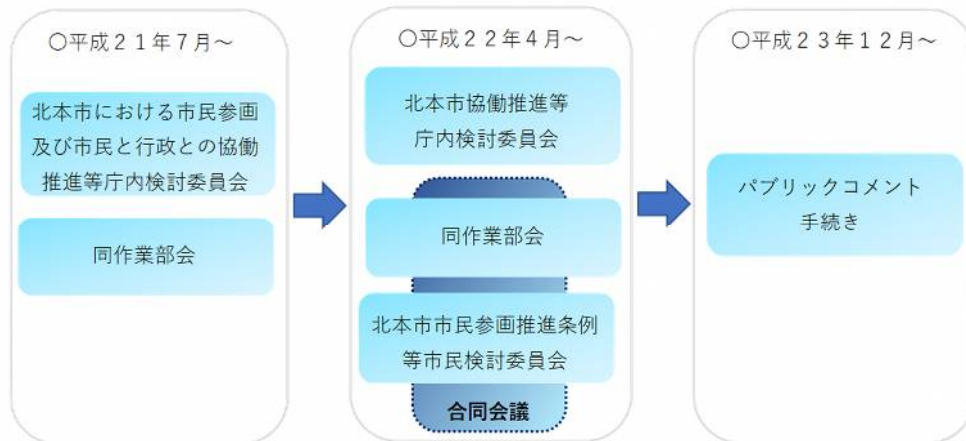
・ 条例制定までの流れ



○平成22年4月 北本市自治基本条例施行

(2) 「北本市協働推進条例」及び「北本市市民参画推進条例」

○制定までの流れ



○平成25年4月 「北本市協働推進条例」及び「北本市市民参画推進条例」を制定

(3) 協働事業提案制度

○対象となる事業

1. 事業を提案する協働パートナーの登録市民等と市長等が協働して取り組むことにより、北本市における地域課題又は社会的課題の解決を図ることができるもの。
2. 具体的な効果及び成果が期待でき、市民サービスの向上を目指すもの。
3. 役割分担が明確かつ妥当であり、協働パートナーの登録市民等と市長等が協働で実施することにより相乗効果が期待できるもの。

○実施の流れ

	協働 パートナー登録	協働事業提案	審査			決定・実施・評価				
市民等	申請	提案書提出		成案化に向けた意見交換	公開プレゼンテーション					
行政	可否決定		一次審査 (書類審査) 【庁内委員会】		二次審査 【審議会】	採択決定	予算措置	協定締結・事業実施	中間報告	実施報告 事業評価

○実績

- ・高齢者への御用聞きサービスと生活支援を行う「助け合いネットワークづくり」
- ・介護予防リーダー養成講座
- ・地域で安心 見守りネット
- ・スポーツ現場から生まれたロコモ予防のカラダメンテナンス塾

○課題

- ・提案件数が少ない。
- ・申請から実施までの期間が長い。
- ・必要書類が多く、提案者の負担になる。
- ・協働事業として実施後、継続していない。

(4) 市民参画

○対象となる施策

- ・市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定
- ・市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃
- ・市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- ・公共の用に供される大規模な市の施設の整備に係わる基本的な計画の策定又は重要な改定
- ・市長等が特に市民参画を求める必要があると認めるもの

○市民参画の方法

- ・付属機関等の開催、ワークショップ、市民説明会、アンケート

○市民参画手続きの実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
付属機関等	5	8	7	5	5
ワークショップ	0	1	0	0	1
市民説明会	1	0	1	1	0
アンケート	1	3	2	5	1
計	7	12	10	11	7

#### (5) 北本市のまちづくりに関する包括連携協定

○株式会社 武蔵野銀行・株式会社 JTB 関東・北本市の三者で、「まちづくり協定」を締結している。本協定は、三者が相互に緊密に連携し、各々の資源を有効活用した協働による活動を推進し地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るとしている。

また、今後も必要に応じて随時行政運営上のパートナーとして双方のメリットがあると考えられる企業等と、具体的な取り組み事項を協議調整したうえで、さらなる包括連携協定の締結を進めていく。協定は、締結することが目的ではなく締結後に具体的な取り組みを進め、多くの事業効果を上げることである。そのため「協働事業に対する双方の目標と役割の明確化」、「定期的な取り組み方針の協議及び適切な進行管理」等が重要である。

### 5. 考察

北本市では、平成18年7月から「北本市自治基本条例」制定に向け、作業を開始した。市民ワークショップ、住民自治条例制定研究懇話会等を経て、地域別説明会を開催、パブリックコメントを実施し制定された。その後、「北本市協働推進条例」「北本市市民参画推進条例」についても、職員と住民とで結成された検討委員会を経て制定された。検討委員会で、策定作業の協働は大いに進んだようであるが、白岡市同様、協働体制が整った後の進み具合が難しいようであった。「協働事業提案制度」は提案が少ないとのことで、その陰に「書類の多さや複雑さ・申請から実施までの期間の長さ・周知不足・継続できていない」等が挙げられ、事業を進める際には、住民目線での検討が必要な部分であると考ええる。

「協働のまちづくり」の課題は、「職員の意識改革」「市民への協働の浸透」であった。これらは、本委員会の調査目的でもあり、体制を整えるだけでは「協働のまちづくり」は進まないということ、目の当たりにした。職員の意識改革を推進する際のアドバイスを伺ったところ、「研修は、座学ではなくワークショップ形式にし、職員同士の触発も必要ではないか」とのことであった。

また、大崎市での事例を参考に、「くらし安全課」の職員の人事異動の件で「住民と担当職員との信頼関係を築くには担当職員は変わらない方がよいのでは」と質問した。これに対し、「他課同様、職員を固定し、頻繁に異動させない方が良いのでは。」との回答であった。このことから、「協働のまちづくり」に熱意のある職員を長期間配置する考えも検討すべきと考える。

さらに、本年4月にスタートした企業との「包括連携協定」は、興味深い取り組みであった。行政のさまざまな分野に企業2社が相互に連携し、各々の資源を有効活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び市民サービス向上を図るため締結された。企業との協働で相互に発展することは、これからの「まちづくり」に求められる姿であると考え、この事業の推移を注視したい。